

平成30年度
議会基本条例の評価
(29年度対象)

平成30年4月
大刀洗町議会

平成30年度

議会基本条例の評価(平成29年度対象)

I 議会基本条例の趣旨・目的等

大刀洗町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される大刀洗町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選ばれた大刀洗町長（以下「町長」という。）とともに、二元代表制のもと、町民の信託を厳粛に受け止め、町民全体の福祉の向上を議会における討議により実現し、将来に向って町民との約束を果たすため、この議会基本条例を制定した。

地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会がその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。情報の公開、住民の議会への参加、議員同士の活発な議論の推進をとおして、町民に信頼され、存在感のある議会を築くものとする。

地方分権の時代にふさわしい町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために、必要な議会運営の基本事項を定めることによって、情報公開と町民参加を基本にした町民に信頼され、存在感のある議会をつくることを目的とする。

II 点検・評価の対象及び実施方法

(1)対象：平成29年度の議会活動状況及び議会運営の推進状況

(2)方法：

①議員による点検・評価

（会議の運営状況について、点検・評価）

②議会報告会やホームページ等で評価内容を公表する

(3) 評価の基準

○	概ね目標を達成している
△	改善の余地がある。
×	目標達成がなされていない。今後、取り組みが必要である。
－	評価の該当なし

Ⅲ 議会運営及び活動内容

1 議会の運営原則・議員の活動原則

区 分	評価項目	現状	評価	対応
第2条 議会の運営原則	(1) 町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた分かりやすい議会運営を目指すこと	・議会基本条例に基づく議会運営 ・議会モニター（8名）を設置し、定例会終了後に意見交換会を実施 ・委員会を含むすべての会議を公開している	○	・議会モニターとの意見交換会を定例会後に実施している。
	(2) 正副議長の選出にあたり、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けること		—	・議会基本条例に基づき実施
	(3) 町民本位の立場から、町政運営に対する監視及び評価に努めること	・健全財政に努めているか監視している	△	・執行機関との情報共有が必要
第3条 議員の活動原則	(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を中心に進めること	・月1回の全員協議会の実施。及び会期中における議案採決前に自由討議の場を設けている	△	・自由討議の日程や討議の方法などについて、なお改善が必要
	(2) 町政の課題全般について、町民の多様な意見を的確に把握すること	・年1回の議会報告会の開催及び委員会においては、住民協議会OBORG会や消防団幹部との意見交換会を実施し、議会や町政に対する意見、要望等を聴取している	△	・日常的な議員個々の活動充実が求められる
	(3) 自己の能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと	・広川、大木、大刀洗3町議会合同研修会を実施。	△	・自己研鑽に努めるとともに、議会として定期的に研修会等の機会を設ける必要がある
	(4) 議会の構成員として、一部団体及び地域に偏ることなく、町民全体の福祉の向上を目指すこと	・年1回の議会報告会の開催及び委員会においては、住民協議会OBORG会や消防団幹部との意見交換会を実施し、議会や町政に対する意見、要望等を聴取している	△	・より広い見地からの政策提言が必要
	(5) 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること	・条例の一部改正など2件について議員発議があったが、条例提案はなかった。	△	・自己研鑽に努め、政策提言が必要 ・議員立法による政策実現も視野に入れ活動する

2 町民と議会の関係

区 分	評価項目	現状	評価	対応
第4条 町民参加及び 町民との連携	(1) 議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない	・議会広報の速やかな発行、紙面の充実等により、昨年度に続き全国表彰（4位）を受賞 ・インターネットを活用した情報公開（平成27年12月議会より録画配信、3月議会より生中継）	○	・更なる議会広報の充実を図る ・インターネット中継の継続実施
	(2) 本会議をはじめ全ての会議を原則公開するものとする	・会議はすべて公開	○	・委員会等の日程についての告知に努める
	(3) 請願及び陳情を政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けること	・提案者の意見を求めているが、陳情は配布のみである	△	・陳情の扱いを検討の必要がある
	(4) 町民及び町民団体の意見収集に努め、議会及び議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大を図るものとする	・年1回の議会報告会の開催及び委員会においては、住民協議会OBOG会や消防団幹部との意見交換会を実施し、議会や町政に対する意見、要望等を聴取している	△	・今後、他の団体との意見交換を進める。 ・政策立案につなげる取り組みが必要。
	(5) 議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供をする	・議案に対する賛否は議会広報で公表している ・討論の要旨を議会広報に掲載している	○	・議案に対する賛否について継続して掲載し、わかりやすい表示に努める
	(6) 前項の目的を達成するために、各種団体等との意見交換会、年1回以上の議会報告会を開催するものとする	・年1回の議会報告会の開催及び委員会においては、住民協議会OBOG会や消防団幹部との意見交換会を実施し、議会や町政に対する意見、要望等を聴取している	○	・意見交換会、議会報告会の内容充実に努める
	(7) 議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする	・8名の住民に議会モニターを委嘱し、定例会終了後に、議会運営委員会とモニターとの意見交換を行い、ホームページにて公開している	○	・意見交換会の内容の充実が求められる。 ・議会モニターの任期が今年度で満了となるので、公募が必要。
	(8) 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める		—	

3 議会及び議員と町長等の関係

区 分	評価項目	現状	評価	対応
第5条 議会及び議員 と町長等の関 係	(1) 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う	・議案に対する質疑、及び一般質問を一問一答方式で実施している	○	・一問一答方式を十分に活用できるよう議員個々の研鑽が求められる
	(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要求された町長等は、論点、争点を明らかにするために、議員の質問に対して反問することができる	・反問権は明記している	○	
第6条 町長による政 策等の形成過 程	町長等が提案する政策、計画、施策又は事業等について、議会が必要と認めた場合は、次に掲げる事項について町長等に説明を求めるものとする ① 政策等の根拠 ② 提案に至るまでの経緯 ③ 他の自治体の類似する政策等との比較検討 ④ 町民参加の実施の有無とその内容 ⑤ 総合計画基本構想との整合性 ⑥ 関係法令及び条例 ⑦ 政策等の実施に係る財源措置 ⑧ その他議会が必要と認める事項	・主要事業等の説明については、定例会前の全員協議会において説明をもとめている	△	・特に新規事業及び主要事業については、条例に基づき十分な説明と資料提供を求めている。
第7条 予算及び決算 における説明 資料	予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じてわかりやすい施策別又は事業別の説明資料を提出するよう町長等に求めるものとする	・2月5日と2月13日に合同委員会を開催し、各課から主要施策の説明を求めた。また、全議員で事業予定の現場を確認した。	△	・継続した取り組みが必要。

4 自由討議の拡大

区 分	評価項目	現状	評価	対応
第8条 自由討議による合意形成	(1) 議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において審議し、結論を出す場合、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成する	・各議案に対する自由討議の実施。予算・決算特別委員会についても採決前に自由討議を実施。決算委員会では付帯意見をつけ認定した。	○	・自由討議の継続実施。
	(2) 町長等に対する本会議及び委員会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由な討議を中心に運営しなければならない	・議会運営委員会には総務課長の出席を求めている ・本会議は従前と変更ない ・臨時議会は、関係者のみ出席を求めた。	○	
	(3) 前2項による議員相互の自由な討議を行い、議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする	・議案提出まで至っていないが決算委員会で認定にあたり付帯意見をまとめた	△	・議員間の議論を深めて、議案提出に努める

5 委員会の活動

区 分	評価項目	現状	評価	対応
第9条 委員会の活動	(1) 所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとする	・年間計画やテーマを設定。 ・総務文教厚生委員会では、子ども課、地域振興課の所管事務調査を実施した。	△	・なお積極的な調査研究が必要であり、予算措置も含めて要検討 ・広報委員会も所管調査の必要性 ・所管の見直しや任期について要検討。
	(2) 参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする		×	・議会として専門性を有する識者を招き研修する必要がある
	(3) 年度当初にその年度の活動内容について十分な検討を行い、委員会における活動計画を策定するものとする	・年度当初に活動計画策定した。	△	・年次計画を立て、全委員で必要な課題を構築する必要あり
	(4) 視察を行ったときは、その内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を必要に応じて設けるものとする	・視察を行った際は、その日のうちに振り返りの会議を開き、定例会初日に委員長が議場において活動報告を行っている ・視察後の関係部署との意見交換はできていない。	△	・視察結果をどう生かすか関係部署との連携が必要
	(5) 委員長は、委員会審査報告を行うときは、委員会審査の内容が町民に対して分かりやすい報告となるよう努めるものとする	・本会議において、自由討議の内容も含めて委員長が報告を実施した。 ・議会だよりを活用した委員会報告を行っている。	△	・予算、決算特別委員会の委員長報告も含めて継続していく。

6 議会及び議会事務局の体制整備

区 分	評価項目	現状	評価	対応
第10条 議員研修の充 実強化	(1) 議員の政策立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする	・町村議長会主催の研修に全議員で参加した。 ・大木、広川、大刀洗の3町議会合同で研修会を開催。	○	・政務活動費の新設も視野に入れて検討を進める必要がある
	(2) 前項の目的を達成するため、議会は、広く各分野の専門家による議員研修の場を積極的に設けるものとする	・町村議長会主催の研修に全議員で参加した。 ・大木、広川、大刀洗の3町議会合同で研修会を開催。	△	・計画的な研修会の実施が必要
第11条 議会事務局の 体制整備	議長は、議会及び議員の政策立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする	・事務局は、2名体制で監査事務局も兼任している ・他議会に比べ人員が少ない	×	・他自治体に比べ人員が少ない。 ・政策立案のため、事務局体制強化が必要 ・臨時雇の検討要
第12条 議会広報の充 実	(1) 「議会だより」で、議案に対する各議員の態度を公表する等、情報の提供をするものとする	・議案に対する議員の賛否を公開している	○	・継続実施
	①なお、「議会だより」発行にあたっては、定例会終了後速やかに発行するものとする	・定例会終了後40日程度で発行している。	○	・校正作業のあり方や原稿依頼について検討する必要がある
	(2) 情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする	・定例会終了後、出来るだけ早い発行に努めているが、40日程度要している。 ・議会広報誌コンクールにおいて、審査委員から高い評価を得て、優秀賞を受賞した。	○	・インターネット配信、ホームページの充実、議会予定のお知らせなど整備に努める ・Webと紙広報の有機的な連携

7 議員の身分及び待遇、政治倫理

区 分	評価項目	現状	評価	対応
第13条 議員定数	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする	・S62.9～16→14、H19.9～14→12に定数を削減し現在に至る	—	・報酬のあり方等も含めて全議員で十分に議員定数について検討する必要がある
第14条 議員報酬	議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする	・費用弁償を廃止（H23.4～）している	—	・議員報酬は、報酬審議会の答申により改定されてきたが、議員定数のあり方も含めて全議員で議論する必要がある
第15条 議員の政治倫理	その活動に公正性と透明性を確保するため、大刀洗町政治倫理条例を遵守しなければならない	・政治倫理条例に基づき、年1回の資産報告を実施 ・議員発議により条例の一部改正を行った。	○	・引き続き遵守する

8 最高規範性で見直し手続き

区 分	評価項目	現状	評価	対応
第16条 最高規範性	(1) この条例は、議会における最高規範であって、議会は、条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない	・ 制定していない	—	
	(2) この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない	・ 改選時のみの実施のため、今年度は該当なし。	—	
第17条 見直し手続き	(1) この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において不断に検証するものとする	・ 議会運営委員会での検証をもとに、全議員で共有している ・ インターネットで検証結果を公開している	△	・ 検証時期について計画的に実施する。 ・ 議員自らの評価だけでなく、議会モニターなど住民視点での評価が必要。
	(2) 前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする	・ 該当なし	—	
	(3) 条例を改正する場合には、本会議において、改正理由及び背景を詳しく説明しなければならない	・ 該当なし	—	・ 必要に応じて検討する